

津奈木町生活支援給付金



## 住民税非課税世帯に 1世帯あたり3万円支給

☎総務課総務班 ☎78-3111 (内211)

電力・ガス・食費などの物価高騰に対する新たな経済対策の一部として、住民税非課税世帯に現金3万円が支給されます。

▶**給付額 1世帯3万円**

▶**対象** 6/1時点で津奈木町の住民基本台帳に登録されていて、R5年度に住民税が非課税の世帯

**世帯全員が R5.1/1 以前から本町に住んでいて、R2以降の給付金受取口座が登録済みの世帯**  
手続きは不要です。8月中旬までに登録された口座に振り込まれます。**給付を辞退する人や口座を変更する人は該当する書類を町に提出してください。**

▶**提出期限**

**7月31日(月)**

**世帯全員が R5.1/1 以前から本町に住んでいて、R2以降の給付金受取口座が未登録の世帯**

町から確認書が届きます。振込口座を記入し必要なものと一緒に町に提出してください。

▶**提出期限**

**9月29日(金)**

**R5.1/2以降に本町に転入か世帯の異動があった世帯**

給付金を受け取るには申請が必要です。町から申込書が届きますので、必要なものと一緒に町に提出してください。

▶**提出期間**

**7月20日(木)~9月29日(金)**

子育て世帯生活支援特別給付金



## 低所得の子育て世帯に 児童1人あたり5万円支給



☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

食費などの物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に、児童1人あたり5万円を支給します。申請が必要な人は、申請書に記入し必要なものをそろえてほけん福祉課に提出してください。

**申請必要(次のどれかに当てはまる世帯)**

**【ひとり親世帯】**

▶**対象**

・公的年金などを受給していることで、R5.3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人  
・食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当受給者と同程度の人

**【その他世帯】**

▶**対象** H17.4/2(特別児童扶養手当支給対象児童はH15.4/2)~R6.2/29に生まれた児童を養育する父母などで、直近の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった人

**申請不要(以下の世帯には5/31に支給済み)**

**【ひとり親世帯】**

▶**対象** R5.3月分の児童扶養手当受給者

**【その他世帯】**

▶**対象** 「R4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の受給者

**必要なもの**

町HPをご覧になるか、上QRコードを読み取ってください。

▶**申込期限**

**令和6年2月29日(木)**

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険証・認定証が更新されます

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内121・122・123)

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証が更新されます

■更新

現在の保険証の有効期限 **7月31日(月)**

(現在の保険証の色)・国民健康保険被保険者証はクリーム色  
・後期高齢者医療被保険者証は薄青色

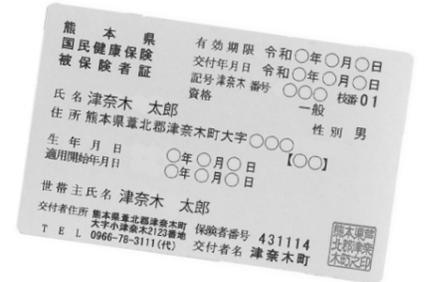
新しい保険証を7月中に簡易書留で郵送しますので、

8月からは新しい保険証を使用してください。

(新しい保険証の色)・国民健康保険被保険者証は**桃色**

・後期高齢者医療被保険者証は**クリーム色**

※新しい保険証の裏面で臓器提供意思表示ができますので、臓器提供の意思表示をするときはボールペンで記入してください。個人情報のためのシールを担当窓口を用意していますので、詳しくはお問い合わせください。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証が更新されます

■更新

現在の認定証(薄青色)の有効期限 **7月31日(月)**

対象者に**新しい認定証(クリーム色)**を保険証と一緒に郵送しますので、8月からは新しい認定証を使用してください。

■新規の申請

所得区分が低所得者I・IIや住民税課税所得が145~690万円未満の人は、認定証の交付を受けられます。入院や外来受診に必要なときは、申請してください。

【必要なもの】後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

■入院・外来時の自己負担限度額と入院時の食事代

| 負担割合 | 負担区分           | 外来+入院(世帯単位)  |                          | 入院時の食事代(1食あたり)           |
|------|----------------|--|--------------------------|--------------------------|
|      |                | 外来(個人世帯)   |                          |                          |
| 3割   | 住民税課税所得690万円以上 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>※4回目以降140,100円              | 57,600円<br>※4回目以降44,000円 | 460円<br>※指定難病者の人などは260円  |
|      | 住民税課税所得380万円以上 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>※4回目以降93,000円               |                          |                          |
|      | 住民税課税所得145万円以上 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>※4回目以降44,400円                |                          |                          |
| 2割   | 一般II           | 18,000円(年144,000円上限)<br>{6,000円+(医療費-30,000円)×10%}の低い額を適用。 | 57,600円<br>※4回目以降44,000円 | 210円<br>※過去1年間で90日までの入院  |
|      | 一般I            | 18,000円(年144,000円上限)                                       |                          |                          |
| 1割   | 低所得者II         | 8,000円   | 24,600円                  | 160円<br>※過去1年間で91日目からの入院 |
|      | 低所得者I          | 8,000円   |                          | 15,000円                  |

※現在、国保の認定証を持っている人には7月中旬に申請のお知らせを送りますので、担当窓口で申請してください。